

令和5年度第9回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和5年12月22日(金) 9時58分開会 10時38分閉会

2 場 所 湯梨浜町「水 明 荘」

3 出席者

(1) 常設審議委員 21名／23名

- (1号会員) 濱田 香(監事・鳥取市) 角 力(米子市) 山脇 優(会長・倉吉市)
足立晋哉(境港市) 山本 淳(岩美町) 山本義紀(若桜町) 前川義憲(副会長
・智頭町) 山本雅之(三朝町) 長谷川誠一(監事・湯梨浜町) 福田昌治(琴浦
町) 齋下博三(副会長・日吉津村) 加川賢明(伯耆町) 長住武美(監事・日野町)
- (2号会員) 松村一善(鳥大)
- (3号会員) 吉田英人(理事・八頭町長)
- (4号会員) 西尾博之(鳥取県農業農村担い手育成機構) 石 操(鳥取県農業共済組合)
中村 均(理事・鳥取県土地改良事業団体連合会)
- (5号会員) 入江勲顕(県信連) 尾崎博章(全農鳥取県本部) 山西裕祐(全国共済農協連
鳥取県本部)

(2) 鳥取県経営支援課 ○○

(3) 事務局(農業会議) 倉益、熊谷、井上、岡田、中嶋

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	定刻前ではありますが、予定の皆さんお揃いになりましたので、ただ今より令和5年度第9回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、23名中、21名の皆様の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しております。本委員会が成立することを併せてご報告申し上げます。 それでは冒頭、山脇会長から挨拶を頂戴します。お願いします。
2 開会挨拶 山脇会長	皆様おはようございます。天気予報では大雪と言われているが、陽が当たっており、何だか肩透かしを食らったような感じがしますが、2023年、いよいよ今日が常設審議委員会最後の会となります。 今年は1月から天候が悪く大雪に見舞われ、途中は温暖、また真夏日が続く大変な時期もありました。先週までは20度を超えた天気となりましたが、東・中・西部ブロックの農業委員・農地利用最適化推進員にお集まりいただき特別研修会を開催したところであります。各会長の皆様、農業委員会の皆様には大変ありが

事務局	とうございました。 また、世界に目を向けますと、まだウクライナの戦争は続いておりますし、イスラエルとハマスの戦いにおいても、まだ停戦に至っていないようです。このように、変わったことがたくさんあった1年ではなかったかと思います。 また、秋以降、日本では、政府のキックバック問題でまだまだ揺れている状況のようであります。私事では8月に会長に就任させていただき約四ヶ月が経ったところで、ようやく慣れてきたところです。私は、要請があれば出て行かなければならないという気持ちで、9月には西部の方に2回ほど出席させていただきました。10月には都道府県の全国会長会議、11月30日には会長代表者集会がありまして上京させていただきました。 このように、いろいろな会がありまして、鳥取県の再生協議会の総会もございました。とにかく、役務上、要請があれば、自分の農作業を放けてでも、会議には全部出席する覚悟であります。19市町村ありますが、要請があれば出向きますので、事務局に連絡していただければと思います。 そして一昨日には、県議会が午前中に終わり、午後から要請活動に参りまして、農業会議の予算について各会派を回りお願いをして参りました。皆さんからは了承した。頑張ってくださいと激励の言葉をいただき帰ってきたところです。 今日の天気予報では、夕方から大雪になると言っていますが果たしてどうなるか。今夜から明日がピークになろうかと思っておりますので、皆さん事故のないよう注意をしていただき、また来年皆さんと元気な姿でお会いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて本日の開会の挨拶としたいと思っております。ありがとうございます。 山協会長、ありがとうございました。 それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、山協会長に議長として進行いただきます。よろしく願いいたします。
3 議事録署名人の選任 議長 議長	それでは、議事録署名人の決定でございますが、私の方で指名させていただいてよろしいか、お諮りいたします。 (異議なし) 異議なしとのことですので、それでは指名をさせていただきます。本日は、角委員(米子市農業委員会会長)、加川委員(伯耆町農業委員会会長)の2名の方に議事録署名委員として指名させていただきます。
4 報告事項 議長	それでは報告事項。先月の農地転用許可状況について、県から

経営支援課 (〇〇) 議 長	報告をお願いいたします。 (資料 1 により説明) ありがとうございました。皆さんから何かありませんか。 (質問・意見なし)
5 議 事 議 長 事務局 米子市農業委員会事務局	ないようですので、議事に入ります。 それでは、農地法の規定に基づく今月の県全体の総会附議状況について説明をお願いいたします。事務局。 それでは、令和 5 年12月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料 2 に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は 4 条案件はございません。 第 5 条案件で、1 件、米子市農業委員会から意見聴取案件がございます。 なお、現地調査を実施していただいておりますので、米子市農業委員会の方から説明をいただいたあと、現地調査の報告を併せてお願いしたいと思います。 それでは、米子市農業委員会さんよろしくをお願いいたします。 米子市農業委員会事務局の〇〇と〇〇でございます。よろしく お願いいたします。 それでは、本件について 2 ページの「30a を超える事案説明資料」を基にしまして、順に説明いたします。 初めに、1 土地の所在地等ですが、米子市〇〇となります。4 ページの位置図をお願いいたします。申請地は〇〇に立地しております。 2 の現在の営農状況ですが、5 ページの中間図を御覧ください。ご覧のとおり申請地を含む周辺農地は集落や山林に囲まれ、ほ場整備等の農業公共投資は行われておらず、田と畑が混在する地域です。なお本申請地内は利用集積はなく、すべて自作地として保全管理されております。 3 の転用事業者ですが、〇〇でございます。 4 の転用目的ですが、太陽光発電施設の設置を行うものです。続きまして、転用要件の審査内容について、〇〇より説明します。 続きまして、5 の立地基準についてですが、農地区分は、住宅等が立地する区域に近接する区域内にある農地です。第 2 種農地に該当します。営農状況は、土地改良区の該当はなく、ほ場整備されておらず、形が不整形で北の山側にも近いため、営農には不向きなため、近年は作付けしていない状況となっています。代替地等、土地の選定理由ですが、本申請地周辺で、9,000 m²程度の

面積規模の条件を満たす場所として複数の用地を検討いたしましたが、雑種地等や宅地などの土地は必要な面積を確保出来る用地がなく、本申請地以外にはいずれも地権者との条件を満たす用地が無かったため、反射光の影響などの条件を考慮して選定したものであります。

6 の一般基準ですが、他法令の許認可についてですが、農振法は農振農用地区域外のため該当ありません。他、他法令の状況については開発事前協議等も該当はありませんでした。埋蔵文化財包蔵地ではないと担当部局に確認をいたしております。規模妥当性ですが、6 ページの土地利用計画図 断面位置図をお願いします。パネル設置枚数は 1,785 枚となり、余剰となる土地もなく、妥当な規模と判断しております。被害防除計画等ですが、6 ページの土地利用計画図、7 ページの断面図をお願いします。盛土は行わず転圧整地のみを行います、高さ 1.5 m のフェンスを設置します。8 ページの用排水経路図をお願いします、黄色が非農地になります。雨水の排水についてですが、基本は地下浸透のですが、敷地内全体に勾配があり南向きに下がる勾配となっているため、水色の矢印でお示しした通り南に向かって自然流下後、隣地境界沿いに水路を素掘りし、緑色の矢印の排水路に流す計画としております。汚水の発生はありません。近隣住民には事業周知の説明を行っており、隣接耕作者同意、農家組合の排水同意も確認しております。資金調達ですが、〇〇を確認しています。最後に農業公共投資について、該当はありません。12 月 8 日開催の米子市農業委員会総会においても農地転用の許可基準に合致し、許可は妥当との意見を得ております。以上、米子市奈喜良における太陽光発電施設を目的とした農地転用について説明を終わります。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

加川委員

12月13日、米子市農業委員会に行きまして、私及び日吉津の齋下会長他 2 名、米子市の角会長、中本職務代理、農業会議から井上課長、転用関係者からは 2 名来ておられ説明を受けました。そのあと現地に行きまして確認しましたところ、先ほど説明があったとおり太陽光発電に転用されても良いんじゃないかとの意見が出ましたのでご報告させていただきます。以上です。

議 長

ただいま、米子市の現地調査の報告がございました。それでは委員の皆さんからご意見ご質問がありましたら。よろしくをお願いいたします。

議 長

はい、石委員。

石委員

そもそも、9,438 m²の敷地に 1,785 枚のパネルを設置することは判りましたが、その前段として 1,785 枚のパネルでどのくらいの発電をされて、これを中国電力に売ろうとしているのか。この会社の事業の一番端的な全体像が判るように、何 kw の発電をしようとしているか事業計画の中にあっても良いように思う。転用ではそこまで必要ないかも判らないが。それはそれで良しとして、どの程度の発電をするのかお尋ねしたい。

議 長	それでは、米子市事務局お願いいたします。
米子市農業委員会事務局	失礼いたします。1,035.30kw の発電容量があることを確認しております。
議 長	はい。石委員さん。
石委員	その電気が中電に行くのだと思うが、どの程度、何世帯分等ということをよく聞くんですが、地元住民に説明したときには、そのような説明がされていないのか。1,035.30kw の発電をするということだが、事業者としては、地権者や周辺住民に、もうちょっと説明があったのではないかと思いますがいかがですか。
議 長	それでは、米子市さんどうぞ。
米子市農業委員会事務局	すみません。住民に対してどのような説明をされたのか確認をしていません。そして、こちらは、〇〇が発電され、他の事業所さんに売電されると聞いています。
石委員	言われたのは、家庭用ではなく、事業所用ということですか。
米子市農業委員会事務局	事業所の方に売電されると聞いています。
石委員	判りましたが、何かしっくりしませんね。事業計画を説明する時には、どの程度のものを発電して、どのような事業をするのかという説明があっても良かったかなと思いました。
議 長	はい。長住委員。
長住委員	直接工事の関係ではないが、何年か後の寿命が来た時の解体費用の積立てが組合で出来るような話を聞いているが、そのような話は事業者から聞き取りを行っていないか。寿命が来た後の処理対応について伺いたい。
米子市農業委員会事務局	こちらの事業については、FIT 事業ではないのですが、FIT 事業と同様に積み立てを行うことと聞いております。
長住委員	まだ組合みたいなものは出来ていないのですか。聞いたことがあるものですから。
事務局 井上課長	失礼いたします。長住委員から照会がありました組合というのは、太陽光発電の場合は、今まで FIT といって固定価格買取制度の場合に、政府が決めた価格（過去であれば 42 円等）でもって中電なりに電気を売り、個人の方から集めた電気料金を事業者に払う前に源泉徴収してしまうという制度が出来ています。これを外部団体が業務を行っておりますが、今回の事業者については、FIT の事業者ではない非 FIT の事業者であることから、価格につ

	いては購入する企業との自由契約で行っています。その場合については、それぞれの企業で解体費用を捻出して貯めなさいという規定があります。今回の企業は、この解体費用の積み立てを、FITに準じて内部留保するということの確認が取れています。
長住委員	判りました。電気の購入は中電ではないということですね。
井上課長	はいそうです。
長住委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。はい松村委員。
松村委員	細かい話なのですが、発電事業者が〇〇で、その代表社員が〇〇となっていますが、この職務執行者とはどのような方になるのですか。また、被害防除計画の措置ということで、「年3回除草作業や水路の管理を定期的に行う。」と記載されていますが、この作業の主体はどこが行うことになるのか。職務執行者の方が窓口になって水路の管理等を行うことになるのですか。または、〇〇の方が行うことになるのか、その点を教えていただきたいと思います。
議 長	それでは、説明をしてください。
米子市農業委員会事務局	ありがとうございます。職務執行者ですが、〇〇が〇〇の太陽光発電事業の100%子会社となっておりますとお伺いしています。なお、こちらの太陽光発電事業については、〇〇がされるのですが、現地の草刈り、保全等については別会社さんが実際には行われると聞いております。そちらの事業者さんは、素掘りの側溝を含めて地元の方と連絡を取り合っていてさせていただいております。
議 長	それでは事務局、農業会議。
事務局 井上課長	失礼いたします。今の説明の補足として、少し説明をさせていただきますと思います。先ほど説明があったとおりで、〇〇が親会社で、先ほど説明した非FITで全国に太陽光発電所を作って、それを、一括してまとめて、都会の需要家である企業に売するという事業を行っているのが、〇〇になります。ただ、会社は東京にありますので、全部の発電所の維持管理をすることは出来ないことから、その企業が、大阪に本社がある会社と委託契約を締結して管理をするということになっています。ただ、大阪の企業ですので現地の状況は判らないことから、年3回は作業を行うが、現地の方と覚書を締結し草が伸びているとか、水路が詰まっていることがあれば、現地の方から企業に連絡が入って、その企業が現地に入って作業をするというふうに伺っています。以上です。
議 長	よろしいでしょうか。はい。その他ありますでしょうか。

議 長	(質問・意見なし)
議 長	それでは、ないようですのでお諮りします。 米子市の案件については異議なしとしてよろしいか賛成の方は挙手を願います。 (全員挙手) ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議なしといたします。
6 情報提供 議 長	続きまして情報提供の方に入らせていただきたいと思います。 令和5年度全国農業委員会会長代表者集会について事務局説明を してください。
事務局	(資料説明及び参考資料説明)
議 長	説明が終わりましたが、何か聞いてみたいことがあれば挙手を していただいてもよろしいですが。いかがですか。 (質問・意見なし)
7 その他 議 長	それでは、ないようですので、事務局、次回の開催について。
事務局	(次回開催日程について説明)
8 閉 会 議 長	その他、皆さんの方でございましたら。ありませんか。 (その他の意見等なし) ないようですので、それでは以上をもちまして、本日の常設審 議委員会を閉会といたします。ありがとうございました。 (午前 10 時 38 分)